

令和元年10月定例総会議事録

- 日 時 令和元年10月17日（木） 午前9時32分～午前11時6分
- 場 所 佐賀市役所 4階 大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3届出
 - 第2号 農地法第18条合意解約通知
 - 第3号 使用貸借解約通知
 3. 局長専決処分報告
 - 第1号 農地法第5条による届出
 4. 議 案
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請
 - 第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転
 - 第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定
 - 第6号議案 非農地通知について
 - 第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）
 - 第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）
 - 第9号議案 農振法第10条の規定による変更申出
 - 第10号議案 佐賀市農業委員会処務規程の一部改正について（案）
 - 第11号議案 買入協議の適否の判断について
 5. 閉 会

午前 9 時 32 分 開会

○会長（坂井邦夫君）

皆さんおはようございます。最近はやや肌寒くなってきました。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は23名で、定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会令和元年10月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出11件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知6件、報告第3号 使用貸借解約通知3件、局長専決処分報告第1号 農地法第5条による届出4件、議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請6件、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請3件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請9件、第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転5件、第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定80件、第6号議案 非農地通知について1件、第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）15件、第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）1件、第9号議案 農振法第10条の規定による変更申出8件、第10号議案 佐賀市農業委員会処務規程の一部改正について（案）1件。

追加議案としては、第11号議案 買入協議の適否の判断について1件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は10月8日、北部は10月9日に行っております。

また、調査会については、南部が10月10日、北部が10月11日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第12条第2項の規定に基づき、21番委員の大園委員、22番委員の八次委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた、議案書10ページ及び11ページ、農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番の審議結果について報告します。

第43回常設審議委員会の報告

佐賀市 農地法第4条の規定による意見聴取について1件、農地法第5条の規定による意

見聴取について1件。

農地法第4条関係1件及び農地法第5条関係1件については、異議なしとして佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから3ページまでをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1～11

○会長（坂井邦夫君）

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から11番までの11件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書4ページ及び5ページをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1・2・3・4・5・6

○会長（坂井邦夫君）

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から6番までの6件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書6ページをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1・2・3

○会長（坂井邦夫君）

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書7ページ及び8ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第5条による届出

1・2・3・4

○会長（坂井邦夫君）

局長専決処分報告第1号 農地法第5条による届出、報告番号1番から4番までの4件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書9ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2・3・4・5

○会長（坂井邦夫君）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から5番までの5件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から3番までの3件は、親族間の贈与の案件、審議番号4番、5番の2件は、普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に

利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この5件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この5件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この5件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から5番までの5件については、申請どおり許可することに決定しました。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

6

○会長（坂井邦夫君）

次に、審議番号6番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号6番は、普通売買の案件です。

この案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書10ページ及び12ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

2

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

4

○会長（坂井邦夫君）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番、及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号4番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、転用目的が「農業施設」の案件で、一体のものとして申請されたも

のです。そこで、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号4番は、転用目的が「農業施設」の農振用途区分変更を経た案件で、この2件は一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決としました。

申請人は、農業を営んでいる法人ですが、年々耕作面積が増え、地元共同乾燥施設での荷受け期間を越えるため、今般、独立して乾燥調製施設を建設したく申請されたものです。

申請地は、周囲に住宅がないことから、騒音や粉塵で迷惑をかけることがなく、また、国道沿いであることから、穀物の搬入搬出がしやすく、効率的に作業を行えるため、適地と判断したとのことでした。

委員から、現在利用している地元共同乾燥施設の運営面から、今後の利用についての意見があり、事務局から、将来的には今般建設する乾燥調製施設を使用する計画であるが、当面は併用していく旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準も、ともに「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

以上のことから、この2件については申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番、及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号4番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書10ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1

○会長（坂井邦夫君）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「農業用倉庫」の農振用途区分変更を経た案件で、申請人は、米、麦、大豆を約22町耕作されている農地所有適格法人ですが、現在、農作物の保管用倉庫は、関連会社や個人所有の倉庫を利用されています。

今回、農作物のより良い品質確保及び経営の安定化と事業拡大を図るため、農業用倉庫の建設を計画したところ、申請地は、所有する農地に近く、交通の便も良いことから適地と判断し、申請されたものです。

委員から、今回計画されている農業用倉庫の概要について確認する意見があり、事務局か

ら常温倉庫と大豆保管用の低温倉庫のほかに、農機具や農業用資材を保管する計画となっている旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

3

○会長（坂井邦夫君）

次に、審議番号3番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号3番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、昭和61年に住宅を建築した際、誤って申請地まで造成していたとのことで、是正すべく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書11ページをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・2・3

○会長（坂井邦夫君）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「遊覧飛行発着場（一時転用）」の案件で、申請人は、航空運送業を営んでいますが、今月末から行われる佐賀バルーンフェスタの開催期間中に、来場者を対象としたヘリコプターの遊覧飛行を実施したく、一時転用の申請をされたものです。

地元生産組合長の排水同意を得られなかったことについて、数軒の農家からヘリコプターの騒音の意見があったので、委員からは、地元の理解を得る努力をするよう、事務局から申請人に伝えてほしい旨の要望がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「駐車場及び車両置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、自動車整備業を営んでいますが、現在、作業用車両や来客用の駐車場が不足しており、近隣の駐車場を借りているため、新たに敷地を確保し、業務の支障を解消したく申請されたものです。

申請人に、申請地北側の農地について確認したところ、将来は住宅への転用を考えているが、当面は農地として管理していく旨の回答を得ました。

また、申請地西側の農地について確認したところ、当該農地は、相続人の中に所在不明の者がおり、相続登記ができていない状態であるが、早急な手続きを行い、車両置場としての転用を考えている旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等につい

て問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「車両置場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建設業を営んでいますが、事業の効率化を図るため、現在、東与賀町内で借用されている車両置場の一部を集約し、既存の敷地を拡張したく申請されたものです。

委員から、申請地北側に残る農地について、引き続き荒廃することが無いよう、確実に耕作するようとの意見があり、申請人から耕作を行う旨の回答を得ました。

また、申請人に、現在、申請地以外で借用されている3か所の車両置場について確認したところ、車両を集約したいので、順次返却していき、将来的には1か所に集約していきたいとの説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

以上のことから、この3件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書12ページ及び13ページをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

5・6・7・8・9

○会長（坂井邦夫君）

審議番号5番から9番までの5件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号5番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な住宅地の中にあり、近隣に大型商業施設もあるため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地の周辺は農地が広がっているため、住宅購入者に対する農作業への理解について確認したところ、申請地北側で分譲住宅を販売した際も、農作業に対しては苦情を申し立てないなどを約款に盛り込み売買契約を行っており、今回も同様に行う旨の回答がありました。

なお、既存の分譲住宅の入居者からは、農作業に対する苦情は一件もないとの説明がありました。

最後に、申請地の周辺は圃場整備の面工事が行われており、造成工事等に当たっては事故が起こらないよう注意してほしい旨の意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号6番も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に大型商業施設があり、交通の便も良いため、適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地南側に残る農地について確認したところ、当初は申請地内に含める計画

であったが、当該農地所有者が今後も農地として利用していきたいとの意向が強かったため、やむなく断念したとのことでした。

また、今後、この農地所有者と隣接住宅購入者との間にトラブルが発生した場合の対応について確認したところ、開発者が責任を持って対応するとの回答を得ました。

その他、代替性或転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号7番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、現在、家族4人で借家に居住していますが、今般、住宅の建築を計画したところ、申請地は祖母の自宅に近接しており、祖母の面倒を見る上でも適地と考え、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性或転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号8番も、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、現在、家族で借家に居住していますが、今般、住宅の建築を計画したところ、申請地は閑静な住宅地であり、交通の便も良いため適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性或転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号9番は、転用目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会

において申請人説明を求めました。

申請人は、造園土木業を営んでいますが、久保泉町に借りている資材置場が手狭で、周辺が宅地であることから苦情が出ていることもあり、今般、仕事の受注が多い大和町に拠点を移し、事業の拡大を図りたく、申請されたものです。

申請人に、転用面積の必要性について説明を求めたところ、外構工事関係が増えているため、申請地内に広く石や砂、砂利置場を設けて事業拡大をしていきたい旨の説明がありました。また、造園用庭木の価格が安い時に仕入れる方法を採用したく、庭木の仮植え場を設けたいとのことでした。

委員より、申請地を廃材置き場として利用する計画がないか確認したところ、あくまでも、自身の造園用資材置場として使用することを条件に地権者から借りるものなので、そういったことは一切しないとの回答を得ました。

また、申請地までの道が狭いため、資材置場として使用することに支障がないか確認したところ、造園業で使用するトラックは大きくても2トン車であり、軽トラックが主流なので問題はないとの説明を受けました。

さらに、申請地周辺への被害防除について確認したところ、造成等は出入口の碎石敷きと通路部分のみで、それ以外は庭木等の育成のため、既存の畑土をそのまま使用し、申請地南側の木柵の内側には側溝を新設して南側農地への雨水の流れ込みがないようにするとの説明がありました。

また、木柵の形状について確認したところ、地元からは完全に囲んでしまうと中で何をしているのか分からなくなるため、周りからも中が見えるようにして欲しいとの要望があり、木杭に網を通す方法で木柵を設置する旨の回答を得ました。

さらに、申請地からの排水について確認したところ、当面は南側の側溝を経由して西側水路へ放流する計画としているが、現在、申請地東側市道の南側に、行政による道路側溝の新設計画が進んでいるため、側溝工事完了後はその側溝へ接続したいとの説明を受けました。

最後に、委員から貸付人に対し、借受人が計画通りに使用しているかどうかを年2、3回は確認してほしいとの意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産

性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この5件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号7番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号8番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号9番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書14ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1・2・3

○会長（坂井邦夫君）

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から3番までの3件：21,661㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書14ページ及び15ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

4・5

○会長（坂井邦夫君）

審議番号4番及び5番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号4番及び5番の2件：17,822㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号4番及び5番の2件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書22ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

○会長（坂井邦夫君）

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号28番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、大園委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、大園委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、大園委員、退室願います。

〔21番大園委員 退室〕

○会長（坂井邦夫君）

南部副調査会長には、南部調査会長席へ御移動いただき、審査の報告をお願いします。

〔鶴南部副調査会長 移動〕

○会長（坂井邦夫君）

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会副会長（鶴 敏春君）

報告します。

審議番号28番の

更新 1件： 6,971m²

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号28番については、計画案どおり承認することに決定しました。

南部副調査会長には元の席へお戻りいただき、大園委員の入室をお願いいたします。

〔鶴南部副調査会長 移動〕

〔21番大園委員 入室〕

○会長（坂井邦夫君）

次に、議案書16ページから30ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

28を除く1～62

○会長（坂井邦夫君）

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号28番を除く、審議番号1番から62番までの61件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号28番を除く、審議番号1番から62番までの61件

新規 11件： 106,034㎡

更新 50件： 303,041㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この61件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この61件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この61件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号28番を除く、審議番号1番から62番までの61件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書31ページから35ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

63～80

○会長（坂井邦夫君）

審議番号63番から80番までの18件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号63番から80番までの18件

新規 2件： 52,817㎡

更新 16件： 68,328.42㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この18件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この18件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この18件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号63番から80番までの18件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書36ページをお開きください。

第6号議案 非農地通知について

1

○会長（坂井邦夫君）

第6号議案 非農地通知について、審議番号1番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号1番について、地元委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、異議なしということで非農地と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書37ページ及び38ページをお開きください。

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

1・2・3・4・5

○会長（坂井邦夫君）

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）、審議番号1番から5番までの5件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番は、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は現在、実家に家族で居住していますが、昨年、子どもが生まれたことにより部屋が手狭になってきたため、住宅の建築を計画したところ、申出地は実家に近く、農作業や親の面倒を見る上でも適地と判断し、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な

施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号2番及び3番は、除外目的が「農業用倉庫及び農作業場」及び「分家住宅」の案件で、この2件は一体的に造成を行うものであるため、一括審議・一括採決としました。

農業振興課の説明などによると、審議番号2番について、申出人は農業を営んでいますが、自宅敷地にある農業用倉庫及び農作業場の敷地が手狭であり、作業に支障をきたしているため、申出地を農業用倉庫及び農作業場として利用し、農作業の効率化を図りたく申出されたものです。

審議番号3番について、申出人は、現在、実家に家族で居住していますが、子どもの成長に伴い、手狭になったため、住宅の建築を計画したところ、申出地は、実家に近接し、実家の農業を手伝う上でも適地と判断し、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、ともに「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準も、ともに「農業用施設、住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号4番は、除外目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は、農業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、住宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、許可なく転用したことについても悪意は認められず、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「県庁、市役所又は役場から概ね300m以内の農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（b）のiii。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号5番も、除外目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、農業振興課の説明などによると、申出人は農業を営んでいますが、住宅敷地の一部が農地であることに気づかないま

ま現在まで利用していたことが判明し、適法化したく申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、許可なく転用したことについても悪意は認められず、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

以上のことから、審議番号1番から5番までの5件については、申出どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。18番委員。

○18番（古賀伸一君）

今回の申出地は甲種農地ということで、東側に残る農地は申出者の所有となっておりますが、東側のところは、むしろ農業委員会の指導としては、やはり住宅がある方に指導をすべきではないかなと思いますけれども、その辺のところを協議された部分で何かありますでしょうか。

○南部調査会長（大園敏明君）

先ほど私が申しましたように、実家に近いということで判断されたものですから、なるだけなら、今、委員から言われるようにそういう方がいいと思いますけど、建築上どうしてもこの立地のところがいいということで判定されたので、調査会としてもそれで確認を取りました。

○18番（古賀伸一君）

ありがとうございます。

○会長（坂井邦夫君）

事務局どうぞ。

○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）

ただいまの調査会長の説明に少し補足をさせていただきたいと思いますが、審議の中でも意見がありましたが、その前の受付の段階でも、委員がおっしゃるとおり東側の方にできないのかという指導をさせていただいております。用途を確認したところ、東側は苗代田として使われていて、道が2方向ありますので、作業する上では非常に都合がよろしいということで、そっちに家を建てる方が困るというようなお話でございまして、地主さんが農業をする上でも、こちらの東側は農地として確保しておきたいということで西側の方に家を寄せるという形で今回申し出されたものでございます。

○18番（古賀伸一君）

わかりました。基本的にはやはり、田んぼは使いやすい方に残しておくというのが一般の方向性だろうと思います。申出地が自分の都合で動いていいということになれば、何かまだらになっていくんじゃないかなと思いますので、十分検討されたということですので、とりあえず自分の意見として質問しました。

以上です。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申出どおり承認することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号2番及び3番の2件については、除外目的が「農業用倉庫及び農作業場」及び「分家住宅」の案件で、一体的に造成されるものとして申出されたものです。そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。
それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番及び3番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号5番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書38ページから41ページまでをお開きください。

第7号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

6・7・8・9・10・11・12・13・14・15

○会長（坂井邦夫君）

審議番号6番から15番までの10件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号6番及び7番の2件は、除外目的が「店舗の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、コンビニエンスストアを営んでいますが、店舗の駐車場が手狭になってきたため、申出地を駐車場として拡張したく申出されたものです。

委員から、申出地に圃場整備が入っている経緯について質問があり、地元委員より申出地は兵庫地区内で圃場整備が行われた際、道路の付替えがあり換地されたものであるとの説明がありました。

また、コンビニが減少している中で、申出店舗の状況について確認したところ、農業振興課職員から申出店舗は営業成績が良く本社直轄での形態となっているため、経営については安定しているとの説明を申出人から受けているとの回答を得ました。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設された道路（4メートル以上）の沿道区域で、かつ、500メートル以内に2以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号8番は、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、実家に両親及び姉家族と同居していますが、手狭になってきたため、分家住宅の建築を計画したところ、申出地は、実家や実家が耕作する農地に近く、実家の農業の手伝いと親の面倒を看る上で最適と考え、申出されたものです。

委員から、申出地西側の水路が、年間を通じて水量が少ないことから、合併浄化槽の処理水を流すことに懸念があるため、地区内の4つの生産組合から同意を取るか、少なくとも南側農地の地権者には説明をすべきではないかとの意見があり、下水道と合併浄化槽とのどちらを採用するかは費用面を考慮しながら今後検討していくとのことで申出人から説明があり、南側農地の地権者へは説明を行う旨の説明を受けているとのことでした。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号9番も、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、借家に妻と2人で居住していますが、今般、分家住宅の建築を計画したところ、申出地は、実家や実家が耕作する農地に近く、実家の農業の手伝いと親の面倒を見る上で最適と考え、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号10番は、除外目的が「貸資材置場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、農業の傍ら、申出地に隣接する資材置場を、親族が経営する会社に貸出しています。今般、親族が経営する会社が農業用ビニールハウスの再利用事業を展開するにあたり、申出地と一体的に資材置場として貸出すことを計画し、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準については、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号11番は、除外目的が「駐車場」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、公民館の移転を計画しており、それに伴う駐車場敷地の確保が困難であるため、申出地を駐車場として利用したく、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準については、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

審議番号12番は、除外目的が「車両置場」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、農業の傍ら自宅で自動車修理業を営んでいますが、自宅敷地が狭く、修理車両を置くスペースが足りないことから申出地を修理車両置場として利用したく申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準については、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種

農地イの（イ）のc（e）と決定しております。

審議番号13番は、除外目的が「駐車場」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、現在、参拝客や氏子が利用する駐車場を14台分確保していますが、年中行事の際に駐車場が不足し、周辺の耕作者に迷惑をかけているため、新たに駐車場を整備したく、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号14番は、除外目的が「植林」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出地は、山間部で日当たりが悪い上、渇水やイノシシの被害も多く、耕作を続けることが困難なため申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号15番も、除外目的が「植林」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出地は、周囲を山林に囲まれた棚田であり、作り手を探したが、受け手もなく耕作を続けることが困難なため、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号6番から15番までの10件については、申出どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号6番及び7番の2件については、除外目的が「店舗の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申出されたものです。そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号6番及び7番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号8番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号9番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号10番について質疑に入ります。質疑ございませんか。22番委員。

○22番（八次 正君）

18ページの図面を見ると、今回の農地、資材置場の件で、22平米を申し出されておりますけれども、トラックのUターン場所を書いてあります。この部分が同時利用ということになっていると思いますけれども、この部分の同時利用については、もともとハウスをするときの何か目的があった場所じゃないかなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○北部調査会長（井上文昭君）

すみません、事務局お願いします。

○会長（坂井邦夫君）

事務局どうぞ。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

この分につきまして、今現在、田として維持管理をされていまして、こちらは白地の農地になっておりますので、今後除外が決定した折には一体的にビニールハウスの資材置き場として利用するという事で聞いております。

○会長（坂井邦夫君）

はい、どうぞ。

○22番（八次 正君）

そうすると、今現在、ここは申し出されていないということですか。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

はい、そうです。今現在は農地のままです。今度、こちらの西側の除外が決定した後に、こちらと一体的にビニールハウスの資材置き場として一緒に転用申請される計画となっております。

○22番（八次 正君）

ここを盛り土しないとここへ行かれないなと思ったのでですね。はい、わかりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号10番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号11番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号11番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号12番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号12番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号13番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号13番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号14番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号14番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号15番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。18番委員。

○18番（古賀伸一君）

事務局にお尋ねしたいと思えますけれども、先ほどの14番、15番、植林のために青地から白地にするという形での農振除外だと思えます。この分と、第6号議案の非農地通知、この分の違いのところをもう一度御説明していただきたいと思えます。同じような山林になっていくような状況ですけれども、その手続きを確認したいと思えます。よろしく願います。

○会長（坂井邦夫君）

はい、事務局。

○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）

ただいまの御質問につきまして、非農地につきましては、もう既に山林化してしまっているものでございます。もともと山などを切り開いて農地にしていたんですけれども、とても手が出せなくなったとか、イノシシにやられるとかで、しばらくずっと置いたままになっていて、山林化してしまっているものを非農地として処理させていただいております。

今回のこの案件などは、現在はまだ農地として管理をされているところですが、これから先が見込めないという状況で、森林として使っていきたいという御意向があつてのお申し出となっておりますので、その部分がちょっと違うものになります。

○会長（坂井邦夫君）

はい、どうぞ。

○18番（古賀伸一君）

そしたら、補足をお願いしたいんですが、農振除外分は青地から白地にして、それから転用案件ということでお聞きしております。非農地の場合は、もうこの非農地通知だけで転用の手続きはなく、現況で山林にするということでいいんですね。

○会長（坂井邦夫君）

事務局どうぞ。

○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）

非農地につきましては、農業委員さんに現地を確認いただきまして、ここで御審議いただきますけれども、農地ではないという判断をしていただくものになりますので、農振除外を経てるのとはちょっと違います。

非農地となった土地が農振農用地であった場合、非農地になった後で農振農用地から外す事務手続きを農振担当部局が行うことになります。

○会長（坂井邦夫君）

どうぞ。

○18番（古賀伸一君）

よくあるのが耕作放棄地ですね、こういった形で山間部は真っすぐいいだろうというパターンが出てくると、どこまでが山間部みたいな流れで、現在、耕作放棄地が森林化してい

るような、木が生い茂っているというところが平地でもある。そこを農業委員である我々が見て、これはもう農地としては難しいだろうなど。本来は原形復旧させるというのが我々の役目であると思いますけれども、そういう状況が、川沿いとか、そういうところには非常に竹が茂ってこれはやれないなというようなところがあるんですけれども、そういう手法を使ってこれは動けるかなというのがちょっと疑問点がありますので。どうでしょうか。

○会長（坂井邦夫君）

事務局。

○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）

ただいまの御質問ですけど、山間地の方はまず、イノシシ、獣害のためにワイヤーメッシュを張っておられます。ワイヤーメッシュを張っている内側というのは、公共投資などをされたエリアになりますので、その外側を今回非農地として外しているような状況でございます。佐賀平野の中の竹が生えているところなどは、まだ非農地の判断ができるところではなく、指導していくべきところになると思います。

○18番（古賀伸一君）

はい、わかりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決いたします。

この案件について申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号15番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書42ページをお開きください。

第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）

○会長（坂井邦夫君）

第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（編入）、審議番号1番を議題とします。
北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号1番について、調査会において審議したところ、申出どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書43ページ及び44ページをお開きください。

第9号議案 農振法第10条の規定による変更申出

1・2・3・4・5

○会長（坂井邦夫君）

第9号議案 農振法第10条の規定による変更申出、審議番号1番から5番までの5件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から5番までの5件について、調査会において審議したところ、申出どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りいたします。

この5件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この5件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を集結し、これより採決します。

この5件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から5番までの5件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書44ページ及び45ページをお開きください。

第9号議案 農振法第10条の規定による変更申出

6・7・8

○会長（坂井邦夫君）

審議番号6番から8番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号6番から8番までの3件について、調査会において審議したところ、申出どおり

承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りいたします。

この3件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を集結し、これより採決します。

この3件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号6番から8番までの3件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書46ページをお開きください。

第10号議案 佐賀市農業委員会処務規程の一部改正について（案）

○会長（坂井邦夫君）

第10号議案 佐賀市農業委員会処務規程の一部改正について（案）について、議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

佐賀市農業委員会処務規程の一部改正につきまして、調査会において審議したところ、原案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

続きまして、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

佐賀市農業委員会処務規程の一部改正につきまして、調査会において審議したところ、原案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この案件については、原案どおり承認することに決定しました。

次に、追加議案書1ページをお開きください。

第11号議案 買入協議の適否の判断について

○会長（坂井邦夫君）

第11号議案 買入協議の適否の判断について、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第16条

第1項の要件を満たしており、買入協議の要請を行うこととし、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、買入協議の要請を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、買入協議の要請を行うことに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和元年10月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会令和元年10月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和元年10月定例総会を閉会します。本日はありがとうございました。

午前11時6分 閉会